

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する 省令案等に関する意見の募集（パブリックコメント）の集計結果

1. 実施期間

平成26年4月2日（水）～平成26年5月1日（木）

2. 意見件数

FAX	メール	郵送	合計	延べ意見数
11	175	2	188	334

意見等の概要	理由	意見に対する考え方	数
<p>猫カフェの展示時間については、22時迄と結論づけても問題はない。 ただし、猫カフェの猫の健康安全について更に多角的に検討を続けることは必要。</p>	<p>・猫は夕刻から活動的になる為、22時という時刻はストレスにはならないが、酒気帯び客の入店を回避する為に22時頃に閉店するのが望ましい。 ・猫カフェの猫の健康安全を考える上で重要なのは「1. 入店者コントロール」「2. 猫(と入店者)に負担が少ない空間づくり」「3. 終生飼養の確保」と考えられる。 ・業として営業している店でも飼い主のいない個体を一時預かりしているケースも多い。飼い主のいない猫の管理手法として「地域猫」が浸透しつつあるが屋内飼育に越したことはない。「猫の生活空間」「猫と人との共生空間」として前向きに検討すべき。</p>	<p>成猫（生後1年以上の猫）が休息できる設備に自由に移動できる状態で展示を行う場合における、成猫の夜間展示の規制のあり方について、中央環境審議会動物愛護部会（平成26年3月17日開催）において審議されました。猫のストレス状態調査の結果、20時閉店と22時閉店の店舗における猫のストレス指標の値に有意な差は認められず、この結果からは、適正な規制のあり方を判断するには至らなかった。そのため、平成26年5月30日までの経過措置を2年間延長し、猫のストレス状態調査を継続するとともに、猫の行動学的知見等を踏まえ、業界の自主的な取組み状況も参考とし、適正な規制のあり方について検討する必要があるとされました。 動物愛護部会での検討結果を踏まえ、本経過措置期間中に規制のあり方について検討を行ってまいります。</p>	1
<p>経過措置には賛成</p>	<p>今後、規制の是非を含めて討議されると思うため。なお、規制そのものには反対。</p>	<p>成猫（生後1年以上の猫）が休息できる設備に自由に移動できる状態で展示を行う場合における、成猫の夜間展示の規制のあり方について、中央環境審議会動物愛護部会（平成26年3月17日開催）において審議されました。猫のストレス状態調査の結果、20時閉店と22時閉店の店舗における猫のストレス指標の値に有意な差は認められず、この結果からは、適正な規制のあり方を判断するには至らなかった。そのため、平成26年5月30日までの経過措置を2年間延長し、猫のストレス状態調査を継続するとともに、猫の行動学的知見等を踏まえ、業界の自主的な取組み状況も参考とし、適正な規制のあり方について検討する必要があるとされました。 動物愛護部会での検討結果を踏まえ、本経過措置期間中に規制のあり方について検討を行ってまいります。</p>	1

<p>経過措置には賛成</p>	<p>営業時間を省令で規制する事は、営業権の侵害に当たる。規制の理由となっている、夜間営業が猫に与えるストレスについては、事業者（当事者）として、当てはまらないと感じている。 営業時間よりも猫へのストレス要因になると考えられるのは、飼育、管理の方法・設備・客の猫への接し方など。これらの法整備を猫達のためにも、また、増えつつある各種の動物カフェの為にも希望する。 猫カフェの社会的意義として、働き盛りの社会人への癒しの場という一面がある。都心部においては、仕事帰りに利用しようとする22時閉店でも来れない方がいる。昼間は替の方や介護疲れの方などの利用も多い。 外国人客も多いが、夜の営業で苦情が出た事はない。子犬、子猫の販売業と違い、夜間の営業が悪とは捉えられていないと思う。</p>	<p>成猫（生後1年以上の猫）が休息できる設備に自由に移動できる状態で展示を行う場合における、成猫の夜間展示の規制のあり方について、中央環境審議会動物愛護部会（平成26年3月17日開催）において審議されました。猫のストレス状態調査の結果、20時閉店と22時閉店の店舗における猫のストレス指標の値に有意な差は認められず、この結果からは、適正な規制のあり方を判断するには至らなかった。そのため、平成26年5月30日までの経過措置を2年間延長し、猫のストレス状態調査を継続するとともに、猫の行動学的知見等を踏まえ、業界の自主的な取組み状況も参考とし、適正な規制のあり方について検討する必要があるとされました。 動物愛護部会での検討結果を踏まえ、本経過措置期間中に規制のあり方について検討を行ってまいります。</p>	<p>1</p>
<p>一定条件を満たせば、夜間展示は可能</p>	<p>自由な空間があり、猫による移動の選択が可能であれば夜間も可能。猫は夜型で、人間側の時間によって生きているわけではない。可能な範囲で人間に合わせて生きているという状況だと思う。猫のプライベート空間が確保されており、また、猫にとって何がストレスかを理解している人間が存在する場所でのみ、22時までの活動が可能だと思う。</p>	<p>御意見として承ります。</p>	<p>1</p>
<p>下記規制を設け、22時までとすべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・展示や貸出の時間数の規制 ・各個体の展示や貸出の開始、終了、休憩時間、体調の記帳義務 ・監督官庁による帳簿の閲覧 ・専門調査官の配置 ・犬猫等健康安全計画の中に、展示・貸出動物の健康管理の項目を設ける ・計画が実施されていなかった場合は関係獣医を含め処罰等の対象とする 	<p>猫の健康を考えた場合、22時としても問題ないと感じている人が多いだろうし、41回議事録要旨の中の「猫のストレス状態調査」からも判断できる。 長時間の貸出等は、ストレスを受ける可能性が考えられ、時間数に対する規制を設けることが妥当。 ストレス状態に晒されることが予測出来る猫カフェのような業態には、厳格な体調管理を求めべき。 展示・貸出等の時間と体調の記帳を義務とし、監督官庁が閲覧可能とすることで監視を実現すべき。 また、専門調査官を配置して営業現場と密接な関係を保ち、迅速に対応することが期待できる。 猫カフェのような業種に対しては、犬猫等健康安全計画において、定期的な獣医の診察を義務付けるべき。 これらが確実に運用されるため、処罰規定を設けるべき。</p>	<p>成猫（生後1年以上の猫）が休息できる設備に自由に移動できる状態で展示を行う場合における、成猫の夜間展示の規制のあり方について、中央環境審議会動物愛護部会（平成26年3月17日開催）において審議されました。猫のストレス状態調査の結果、20時閉店と22時閉店の店舗における猫のストレス指標の値に有意な差は認められず、この結果からは、適正な規制のあり方を判断するには至らなかった。そのため、平成26年5月30日までの経過措置を2年間延長し、猫のストレス状態調査を継続するとともに、猫の行動学的知見等を踏まえ、業界の自主的な取組み状況も参考とし、適正な規制のあり方について検討する必要があるとされました。 動物愛護部会での検討結果を踏まえ、本経過措置期間中に規制のあり方について検討を行ってまいります。 なお、第一種動物取扱業者に対しては、動物愛護管理法に係る基準の遵守が求められています。</p>	<p>1</p>

意見等の概要	理由	御意見に対する考え方	数
経過措置の期間延長に反対	猫カフェなどの閉店により、多頭の猫が行き先を失う場合があるなど、接客目的のために飲食店などで動物を飼養することは業態に無理がある。閉店後はケージなどに入れることにより猫へのストレスが増すとされているが、ストレスのかかる環境で管理していること自体が問題。2時間短縮しても解決にはならない。	成猫（生後1年以上の猫）が休息できる設備に自由に移動できる状態で展示を行う場合における、成猫の夜間展示の規制のあり方について、中央環境審議会動物愛護部会（平成26年3月17日開催）において審議されました。猫のストレス状態調査の結果、20時閉店と22時閉店の店舗における猫のストレス指標の値に有意な差は認められず、この結果からは、適正な規制のあり方を判断するには至らなかった。そのため、平成26年5月30日までの経過措置を2年間延長し、猫のストレス状態調査を継続するとともに、猫の行動学的知見等を踏まえ、業界の自主的な取組み状況も参考とし、適正な規制のあり方について検討する必要があるとされました。動物愛護部会での検討結果を踏まえ、本経過措置期間中に規制のあり方について検討を行ってまいります。なお、営業時間外も含め、第一種動物取扱業者に対しては、動物愛護管理法に係る基準の遵守が求められています。	81
	動物を扱う以上、動物の福祉を最優先にすべき。あくまでも人間の快樂・娯楽のために動物が利用されるべきでない。そういった商売を減らしていく方向にもっていくのが行政のありかたであり、延長の必要はない。		12
	猫における動物福祉に配慮すれば、経過措置は不要。猫カフェの廃業があいつぎ、行き場のない猫達のSOSが連日届いている。改正法の法目的に逆行する経過措置を取りやめるべき。保護猫カフェとして猫の殺処分減に取り組む団体の活動に、一部の業者からの悪影響が及ばない為にも、一定のルールが適用されるべき。		2
	猫にとっては、見知らぬ人間が代わる代わる現れ、見られ続ける方がストレス。ケージに入れられ続けるのも猫には不向きな環境であり、こういった業態自体が猫に適さない。下手をすれば、虐待と捉えられかねない。		3
	動物を人間の営利・接客目的で使用すべきではない。飼養形態にも無理がある。自由に休めないストレスが日中であり、自由に動けないストレスが夜間にあるという事は虐待でしかない。		2
	「猫カフェの実態調査」によれば、調査時点で全体の約65%が20時閉店となっており、残りの3分の1のために経過措置の延長を行うのは過剰な配慮。猫は一般に広く飼養されている動物であり、業者に対し不適切な扱いを特例として認めることで、家庭での扱い方に悪影響が出る可能性についても考慮していただきたい。		2
	人間の保護が必要な状況の猫において、ストレスの有無に関わらず、児童の労働が20時までと規制されているように8時間以内20時までが好ましい環境であると考える。		1
	猫の譲渡を目的としたカフェであっても、夜間しか時間がとれないような人に猫を譲渡すべきではない。		2

経過措置の期間延長に反対	2年間で調査しきれず、議事録を読んでも理由がわからなかった。 また延長されたら、猫たちの負担が明らかにならないまま、猫の苦痛は続く。 結果が出るまで、20時にしておくべきだった。	成猫（生後1年以上の猫）が休息できる設備に自由に移動できる状態で展示を行う場合における、成猫の夜間展示の規制のあり方について、中央環境審議会動物愛護部会（平成26年3月17日開催）において審議されました。猫のストレス状態調査の結果、20時閉店と22時閉店の店舗における猫のストレス指標の値に有意な差は認められず、この結果からは、適正な規制のあり方を判断するには至らなかった。そのため、平成26年5月30日までの経過措置を2年間延長し、猫のストレス状態調査を継続するとともに、猫の行動学的知見等を踏まえ、業界の自主的な取組み状況も参考とし、適正な規制のあり方について検討する必要があるとされました。 動物愛護部会での検討結果を踏まえ、本経過措置期間中に規制のあり方について検討を行ってまいります。 なお、営業時間外も含め、第一種動物取扱業者に対しては、動物愛護管理法に係る基準の遵守が求められています。	3
	1日も延長せず、平成26年5月31日までとすべき。		35
	ペットショップの犬や猫より人間と接触する猫カフェの猫たちの方が、早く休息させるべき。		1
	不特定多数の人間に、猫の意思に関係なく触られたり見られたりすることは大きなストレス。今回の規制時間は、人間のライフスタイルに合わせて設定したのではなく、犬ねこへの影響を考慮し設定したもの。「営業時間を夜8時までとすると、会社帰りに来店するリピーターが猫によって癒される機会を奪われる」という業界の主張は「動物の福祉」本位ではなく、人間の都合によるものと考えざるを得ない。例外は設けず、当初の省令通りとすべき。		7
	夜間は飲酒している人が多い事が問題。正常な判断力・責任能力を欠く人間が多い時間帯の営業をさらに2年も放置することは大問題。		1
	十分な経過措置の期間があったが、さらに2年も猶予を与えて何を調査しようというのか。この2年間、国は何をしてきたのか。		5
	9時間営業の店舗が多いようだが、一日の三分の一以上を、人が出入りする状態で過ごさなければならないのは、猫にとってストレス。		3
	今回調査された猫カフェにおける調査の基礎数のすくなさから、科学的エビデンスを理由に経過措置を延長すること自体が陳腐であり、客観性があるデータの分析評価による見解とは明らかに判断できない。		2
	議事録にもあるように、ごく一部の、しかも基準の決まっていない調査に意味があると思えない。曖昧な結果を利用して、引き続き調査のため延期しようという言い訳の材料にしかなっていない。		1
展示や貸出をすることは、猫の生態を考慮していると言えず、重度のストレスがかかるため、いくら休息設備に出入りができても、更なる負荷をかけることは望ましくない。販売においても法律で定められているとはいえ、決して猫の生態に望ましくない環境下で管理されているため、更なる負荷をかけることは望ましくない。	3		

<p>経過措置の期間延長に反対</p>	<p>古くからある業種であろうと、比較的新しい業種であろうと特別扱いされるべきではない。 「利益が損なわれるから」という理由で展示時間を延長すべきではない。 業界に配慮しての夜間営業延長は、日本国内外に対する説明として、如何か。</p>	<p>中央環境審議会動物愛護部会（平成24年4月16日開催）の審議及びパブリックコメント等を踏まえ、平成24年5月の改正において、犬猫の夜間展示規制のうち、「成猫（生後1年以上の猫）が休息場所に自由に移動できる状態での展示」については、成猫の生態等に鑑みると一定の配慮が必要であるため、一定の経過措置期間を設けて規制したものです。 今般、成猫の夜間展示の規制のあり方について、中央環境審議会動物愛護部会（平成26年3月17日開催）において審議されました。猫のストレス状態調査の結果、20時閉店と22時閉店の店舗における猫のストレス指標の値に有意な差は認められず、この結果からは、適正な規制のあり方を判断するには至らなかった。そのため、平成26年5月30日までの経過措置を2年間延長し、猫のストレス状態調査を継続するとともに、猫の行動学的知見等を踏まえ、業界の自主的な取り組み状況も参考とし、適正な規制のあり方について検討する必要があるとされました。 動物愛護部会での検討結果を踏まえ、本経過措置期間中に規制のあり方について検討を行ってまいります。</p>	<p>14</p>
	<p>猫カフェ業界団体の取り組みが不透明。 猫カフェ関係者でさえ存在を知らず、加盟の誘いも受けていない。機能している業界団体ではない。 夜間や災害時に猫を全て避難させる事ができるとは思えない。</p>	<p>審議会での審議を踏まえ、本経過措置期間中に規制のあり方についてさらに検討を行ってまいります。</p>	<p>4</p>
	<p>「20時までの営業だと、バックヤードでケージに入れっぱなしになる時間が長くなる」等、そのような飼養管理しかしていない業者の展示を認めるなら、そのような飼育方を認める事になる。また、飼養管理方法について「営業時間外に猫達を見守る人員を確保する」等の規定を設けるべき。</p>	<p>設備や管理の基準については、「第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」等において、定められています。なお、第一種動物取扱業者に対しては、動物愛護管理法に係る基準の遵守が求められています。</p>	<p>4</p>
	<p>猫カフェにおいては、施設管理の衛生管理基準項目が担保されておらず、猫の習性に配慮した動物福祉が担保できないのは明白であり、営業時間を短縮して衛生管理の徹底をはかるべき。</p>		<p>1</p>
	<p>「休息ができる設備に自由に移動できる状態」という設定に具体性を持たせられないと考える。例えば、猫カフェなどで接客する部屋に猫ベッドやクッションが置かれている程度の状況でも、これに該当してしまう恐れがある。寝ている目の前で客が入り出したり、客の求めに応じて再び連れて行かれたりする環境では、休息ができるとは言えない。</p>		<p>7</p>

<p>経過措置の「経過」が見えてこない</p>	<p>「経過措置」であるにも関わらずその「経過」が見えてこず、また、本来猫は夜行性であるので夜間展示が猫の健康等に支障をきたすことはないという根拠についての説明もなく、この措置についていつまでも実体が見えてこないと感じている。 野良猫については確かに人間でいうところの深夜から早朝にかけて行動が活発になることはありますが、人間と生活を共にする猫に関してはこの限りではない。</p>	<p>成猫（生後1年以上の猫）が休息できる設備に自由に移動できる状態で展示を行う場合における、成猫の夜間展示の規制のあり方について、中央環境審議会動物愛護部会（平成26年3月17日開催）において審議されました。猫のストレス状態調査の結果、20時閉店と22時閉店の店舗における猫のストレス指標の値に有意な差は認められず、この結果からは、適正な規制のあり方を判断するには至らなかった。そのため、平成26年5月30日までの経過措置を2年間延長し、猫のストレス状態調査を継続するとともに、猫の行動学的知見等を踏まえ、業界の自主的な取組み状況も参考とし、適正な規制のあり方について検討する必要があるとされました。 動物愛護部会での検討結果を踏まえ、本経過措置期間中に規制のあり方について検討を行ってまいります。</p>	<p>1</p>
<p>成猫の夜間展示規制を適用除外とする経過措置について、さらに2年間（平成28年5月31日まで）の延長を行うべきではありません。</p>	<p>業界が主張する「仕事帰りの利用客が多く、夜間の展示が禁止された場合、営業に著しい支障が生じる」との意見は裏付けに乏しく、延長を検討する十分な根拠とはいえない。 資料2「猫カフェの実態調査」では、225店舗のうち20時迄に閉店している店舗が半数以上を占めているが、20時閉店であっても、臭気や衛生管理への配慮が評価され、経営が安定している店もあるといわれている。逆に、展示猫の健康・衛生管理に問題があるような店は客足が遠のくのは当然であり、20時以降の展示禁止が原因となって経営に著しい支障が生じるのか、収益減への懸念の声なのか見極めが困難。 また、「午後8時以降、カフェとして営業するため、猫をケージ等に入れた場合、猫が活発に活動する時間帯に狭い場所に閉じ込めておくことになり逆に猫のストレスが増加する」との主張については、現に猫をケージ等に閉じ込めずに飲食と展示エリアを分けている店も存在しており、レイアウト変更等でストレスを回避できると思われることから、経過措置延長の理由にはならないと考える。なお、このような前例によって、今後、別の規制が行われた際に適用除外を求める業界団体がでてくるおそれもあるのではないか。</p>	<p>成猫（生後1年以上の猫）が休息できる設備に自由に移動できる状態で展示を行う場合における、成猫の夜間展示の規制のあり方について、中央環境審議会動物愛護部会（平成26年3月17日開催）において審議されました。猫のストレス状態調査の結果、20時閉店と22時閉店の店舗における猫のストレス指標の値に有意な差は認められず、この結果からは、適正な規制のあり方を判断するには至らなかった。そのため、平成26年5月30日までの経過措置を2年間延長し、猫のストレス状態調査を継続するとともに、猫の行動学的知見等を踏まえ、業界の自主的な取組み状況も参考とし、適正な規制のあり方について検討する必要があるとされました。 動物愛護部会での検討結果を踏まえ、本経過措置期間中に規制のあり方について検討を行ってまいります。</p>	<p>13</p>

<p>経過措置の期間延長に反対 夜間展示は一切禁止すべき</p>	<p>長時間人と接することは猫にとってストレスになる。夜行性だからこそ昼間は寝ている時間が多い。昼間から夜遅い時間まで展示していると猫にとって休まる時間がとても少ない。猫は夜10時頃から活動的になる場合が多い。猫に休息の時間が必要と考えるならば昼間だけにし、夜間は休ませてほしい。自由に動くスペースがあっても、ストレスを与える事に変わりはないと思う。 そんな猫達の姿を見て「癒される」などと思う客達を動物好きとは言えないと思う。身勝手な人間の欲求を満たすためだけに、動物を犠牲にするのは止めて欲しい。 “例外”を認めてしまうとキリがないので、すべてにおいて禁止してほしい。経営者なら、猫がストレスを感じないような管理をすべき。</p>	<p>成猫（生後1年以上の猫）が休息できる設備に自由に移動できる状態で展示を行う場合における、成猫の夜間展示の規制のあり方について、中央環境審議会動物愛護部会（平成26年3月17日開催）において審議されました。猫のストレス状態調査の結果、20時閉店と22時閉店の店舗における猫のストレス指標の値に有意な差は認められず、この結果からは、適正な規制のあり方を判断するには至らなかった。そのため、平成26年5月30日までの経過措置を2年間延長し、猫のストレス状態調査を継続するとともに、猫の行動学的知見等を踏まえ、業界の自主的な取組み状況も参考とし、適正な規制のあり方について検討する必要があるとされました。 動物愛護部会での検討結果を踏まえ、本経過措置期間中に規制のあり方について検討を行ってまいります。</p>	<p>21</p>
<p>経過措置の期間延長はせず、成猫が自由に行動できる展示も24時間以内において合算で最長でも6時間以内に制限する。</p>	<p>猫カフェなどの閉店により、多頭の猫が行き先を失う場合があるなど、接客目的のために飲食店などで動物を飼養することは業態に無理がある。閉店後はケージなどに入れることにより猫へのストレスが増すとされているが、ストレスのかかる環境で管理していること自体が問題。2時間短縮しても解決にはならない。 展示のみが目的の猫カフェ営業については、速やかに許可終了とし、譲渡目的を主とした猫カフェ営業のみを運営することが望ましい。</p>	<p>成猫（生後1年以上の猫）が休息できる設備に自由に移動できる状態で展示を行う場合における、成猫の夜間展示の規制のあり方について、中央環境審議会動物愛護部会（平成26年3月17日開催）において審議されました。猫のストレス状態調査の結果、20時閉店と22時閉店の店舗における猫のストレス指標の値に有意な差は認められず、この結果からは、適正な規制のあり方を判断するには至らなかった。そのため、平成26年5月30日までの経過措置を2年間延長し、猫のストレス状態調査を継続するとともに、猫の行動学的知見等を踏まえ、業界の自主的な取組み状況も参考とし、適正な規制のあり方について検討する必要があるとされました。 動物愛護部会での検討結果を踏まえ、本経過措置期間中に規制のあり方について検討を行ってまいります。</p>	<p>4</p>

<p>経過措置の期間延長に反対 議事録によると、各委員からストレス調査に関する意見がだされていた</p>	<p>議事録によると、各委員からストレス調査に関する意見がだされていた。 そのような意見や助言は、調査を開始する前に聞いておくべき事柄ではないのか。</p>	<p>成猫（生後1年以上の猫）が休息できる設備に自由に移動できる状態で展示を行う場合における、成猫の夜間展示の規制のあり方について、中央環境審議会動物愛護部会（平成26年3月17日開催）において審議されました。猫のストレス状態調査の結果、20時閉店と22時閉店の店舗における猫のストレス指標の値に有意な差は認められず、この結果からは、適正な規制のあり方を判断するには至らなかった。そのため、平成26年5月30日までの経過措置を2年間延長し、猫のストレス状態調査を継続するとともに、猫の行動学的知見等を踏まえ、業界の自主的な取組み状況も参考とし、適正な規制のあり方について検討する必要があるとされました。 動物愛護部会での検討結果を踏まえ、本経過措置期間中に規制のあり方について検討を行ってまいります。</p>	<p>1</p>
<p>経過措置（平成28年5月31日までの間、成猫について、午後8時から午後10時を適用除外）を設けることに反対する。例外を設けず、他の業態と同様、午後8時以降の展示規制を及ぼすべきである。</p>	<p>平成23年11月から12月にかけて環境省が実施したパブリックコメントにおいて、「猫カフェ（あるいは猫）を対象から除くべきである」との意見（全体の意見数約3万3000件のうち36件）に対して環境省が示した回答が最も合理的な理由と考える。 すなわち、「動物に対する影響を考えた場合、展示行為を行う主体の違い（販売業者、展示業者又は貸出業者）による影響の違いはないため、販売業者、貸出業者、展示業者全てを対象としました。夜行性の個体であっても、夜は暗所で活動するのが本来の習性に合致するものであるため、一般的な展示を行うのには適さないため、展示規制の対象としています。」ということである。 猫カフェ業界からの「ケージに閉じ込める時間が増える方がストレスが増える」との意見については、このような理由を許すならば、猫がケージに入っていない業態（たとえば、トリミング、商業利用の撮影など）についても夜間規制を否定することになりかねない。また、営業時間外にストレス負荷のあるような保管をすることに問題があり、それは夜間規制を緩和する理由には到底ならない。</p>	<p>成猫（生後1年以上の猫）が休息できる設備に自由に移動できる状態で展示を行う場合における、成猫の夜間展示の規制のあり方について、中央環境審議会動物愛護部会（平成26年3月17日開催）において審議されました。猫のストレス状態調査の結果、20時閉店と22時閉店の店舗における猫のストレス指標の値に有意な差は認められず、この結果からは、適正な規制のあり方を判断するには至らなかった。そのため、平成26年5月30日までの経過措置を2年間延長し、猫のストレス状態調査を継続するとともに、猫の行動学的知見等を踏まえ、業界の自主的な取組み状況も参考とし、適正な規制のあり方について検討する必要があるとされました。 動物愛護部会での検討結果を踏まえ、本経過措置期間中に規制のあり方について検討を行ってまいります。</p>	<p>1</p>

<p>経過措置の延長には反対であり、平成26年5月31日で例外なく夜間展示を禁止すべきである。 犬猫に限らず、いかなる種類の動物の、いかなる条件の展示であっても夜間展示はすべきではなく、20時以降は当然のこと、できるならば行政官が監視等できる17時までに営業を終えるべきである。</p>	<p>猫は夜行性であるが、夜間に明るい場所におくことは、生態・生理に反する。仮に夜行性であることを22時までの営業を認める根拠とするのならば、昼間の営業が規制されないのは矛盾する。22時までの営業は、酔客が来店し、猫たちを乱暴に扱うなどのリスクもある。 経過措置規定の「当該成猫が休憩できる設備に自由に移動できる状態」という定義も曖昧。 第41回中央環境審議会動物愛護部会資料によると、環境省の調査に回答した214店舗中、138店舗が20時までに営業を終えていることから、営業に支障が出るとは思えない。また、「午後8時以降「カフェ」として営業するため、猫をケージ等に入れた場合、ストレスが増加する」という事業者の意見については、長時間ケージに入れておくという飼育方法に問題があることから、22時までの営業を認める理由にはならない。 経過措置規定は、不適切な飼育方法を容認・継続させるものであり、到底納得できるものではない。 猫カフェ以外にも、ウサギカフェ、犬カフェ等もあるが、新しい商売形態が出てくるたびに例外とし、何年も調査しては際限がない。動物を扱う以上、動物に負担をかけることは避けられず、ストレスを減らすため、例外なく、夜間展示規制の対象にすべき。今回検討されている経過措置の延長には強く反対する。動物愛護法等は「動物のために何が一番良いか」を基準に改正すべきあり、動物を営利目的で利用する者を優遇するものであってはならない。</p>	<p>成猫（生後1年以上の猫）が休憩できる設備に自由に移動できる状態で展示を行う場合における、成猫の夜間展示の規制のあり方について、中央環境審議会動物愛護部会（平成26年3月17日開催）において審議されました。猫のストレス状態調査の結果、20時閉店と22時閉店の店舗における猫のストレス指標の値に有意な差は認められず、この結果からは、適正な規制のあり方を判断するには至らなかった。そのため、平成26年5月30日までの経過措置を2年間延長し、猫のストレス状態調査を継続するとともに、猫の行動学的知見等を踏まえ、業界の自主的な取組み状況も参考とし、適正な規制のあり方について検討する必要があるとされました。 動物愛護部会での検討結果を踏まえ、本経過措置期間中に規制のあり方について検討を行ってまいります。</p>	2
<p>経過措置の延長に反対 延長された場合は、「販売業、貸出業者又は展示業者が、」を「展示業者のみ、」に限定する</p>	<p>そもそも幼齢個体の夜間販売を規制する目的の法改正にも関わらず、制限つきではあるが例外を設ける事により、法の抜け穴に則した生体販売業者などを新たに生む可能性を否定できない。</p>	<p>成猫（生後1年以上の猫）が休憩できる設備に自由に移動できる状態で展示を行う場合の成猫に対する影響を考えた場合、展示行為を行う動物取扱業の種別による違い（販売業者、展示業者又は貸出業者による影響の違い）はないため、販売業者、貸出業者、展示業者全てを対象としています。</p>	2
<p>業種別の店舗数で「展示・販売」「展示・販売・貸出」の業種業者もかなりの割合でいることから「販売」業者は除外すべきである。</p>	<p>夜間展示規制の例外処置が、販売業者の抜け道になるおそれがある。</p>	<p>成猫（生後1年以上の猫）が休憩できる設備に自由に移動できる状態で展示を行う場合の成猫に対する影響を考えた場合、展示行為を行う動物取扱業の種別による違い（販売業者、展示業者又は貸出業者による影響の違い）はないため、販売業者、貸出業者、展示業者全てを対象としています。</p>	6

<p>猫のストレス状態調査結果を経過措置延長の根拠にすべきではありません。 むしろ店舗の広さなど、他の要素について規制を導入するために調査を行うべきことが示唆されていると考える。</p>	<p>猫のストレス状態調査については、例えば客室面積だけを見ても、20時閉店の店の客室面積の平均は28平方メートル、22時閉店の店の客室面積の平均は99.4平方メートルと約3.5倍もの開きがある。調査では猫や客の密度も不明だが、客室面積は、猫の行動範囲や密度、客との距離などに直接関係すると思われる、ストレス値を比較する際には最低条件をそろえるべき要素だと考えられる。その他、客との接触度や、閉店時の飼養環境なども、猫のストレスに関係してくると思われませんが、これらの条件をそろえた上での比較ではないため、今回の調査は科学的とは言えず、閉店時間の比較の参考値として用いるべきではないと考える。</p> <p>また、20時閉店の店の中にある16平方メートルや、21平方メートルの店は狭すぎる。</p> <p>さらに、家庭で飼育されている猫との比較がない。</p> <p>今回の調査によって示唆されたことは、むしろ店舗の広さなど、他の要素によっても違いが生じうる可能性ではないか。閉店時間による違いを比較したい場合は、さらに厳密な設計が必要だと思われるが、そこまでのサンプルを集めるのは無理なのではないかとも感じる。</p> <p>近年、動物愛護行政においても「科学的根拠」が重視される傾向を感じるが、日本では獣医疫学の考え方が浸透しておらず、今後の「科学的調査」でも、きちんとした疫学調査として設計された調査が行われるのか懸念を感じる。不確かな調査で政策をミスリードすることのないよう、十分注意を払いながら進めることを要望する。</p>	<p>成猫（生後1年以上の猫）が休息できる設備に自由に移動できる状態で展示を行う場合における、成猫の夜間展示の規制のあり方について、中央環境審議会動物愛護部会（平成26年3月17日開催）において審議されました。猫のストレス状態調査の結果、20時閉店と22時閉店の店舗における猫のストレス指標の値に有意な差は認められず、この結果からは、適正な規制のあり方を判断するには至らなかった。そのため、平成26年5月30日までの経過措置を2年間延長し、猫のストレス状態調査を継続するとともに、猫の行動学的知見等を踏まえ、業界の自主的な取組み状況も参考とし、適正な規制のあり方について検討する必要があるとされました。</p> <p>動物愛護部会での検討結果を踏まえ、本経過措置期間中に規制のあり方について検討を行ってまいります。</p> <p>ご意見は、今後の参考として承ります。</p>	<p>1</p>
---	---	---	----------

<p>猫のストレス状態調査結果を経過措置延長の根拠にすべきではない。</p>	<p>環境省は、「ストレス状態の調査」資料を提出しているが、この調査方法については、動物愛護部会の委員から、考慮要素が不足している、公平性に欠ける旨の指摘がされており（第41回部会議事録。田畑委員、臼井委員の意見）、不十分と評価せざるを得ない。</p> <p>また、そもそも、展示規制の開始時刻を「午後8時」と設定したのは、前回法改正時のあり方検討小委員会において、動物の福祉および動物愛護管理法の重要な目的たる「動物愛護の気風」の確保からは、午後8時とするのが適切と考えられたからであり、その答申結果をふまえて、施行規則として成立した。当該小委員会において、午後8時から午後10時までの2時間で、展示される猫のストレスに差異が生じることを検証したわけではないのだから、双方のサンプルのストレスを比較し、有意差がなかったとしても、午後10時まで展示を許容する合理的理由にはならない。これを許すのであれば、ペットショップを始め、他の業態についても、午後8時で展示終了する猫と、午後10時まで展示している猫のストレスを比較し、有意差がなければ例外的な扱いを許さなければ不平等となる。そのような事態になれば、もはや、午後8時からの夜間展示規制の法制度は崩壊し、法令の安定性を著しく害する結果となる。</p>	<p>中央環境審議会動物愛護部会（平成24年4月16日開催）の審議及びパブリックコメント等を踏まえ、平成24年5月の改正において、犬猫の夜間展示規制のうち、「成猫（生後1年以上の猫）が休息場所に自由に移動できる状態での展示」については、成猫の生態等に鑑みると一定の配慮が必要であるため、一定の経過措置期間を設けて規制したものです。</p> <p>今般、成猫の夜間展示の規制のあり方について、中央環境審議会動物愛護部会（平成26年3月17日開催）において審議されました。猫のストレス状態調査の結果、20時閉店と22時閉店の店舗における猫のストレス指標の値に有意な差は認められず、この結果からは、適正な規制のあり方を判断するには至らなかった。そのため、平成26年5月30日までの経過措置を2年間延長し、猫のストレス状態調査を継続するとともに、猫の行動学的知見等を踏まえ、業界の自主的な取組み状況も参考とし、適正な規制のあり方について検討する必要があるとされました。</p> <p>動物愛護部会での検討結果を踏まえ、本経過措置期間中に規制のあり方について検討を行ってまいります。</p>	<p>1</p>
	<p>このストレス状態調査では、「尿中コルチゾール濃度は、20時閉店店舗の方が、22時閉店店舗に比べて高い値である傾向がみられた」と結論づけられています。しかし両群ともに猫にストレス負荷がかかった時間帯（利用客が増加する繁忙時間帯など）が20時以前であった場合、直近で採取された尿のコルチゾール濃度が高くなるのは当然という見方もあります。展示動物が受けるストレスを科学的に測定する試みは画期的ではありますが、時間経過による数値変動も加味されているか等、調査方法について詳細に設定・公開すべきとする意見があることにも鑑みて、本調査の結果を経過措置の延長の判断材料にすべきではないと考えます。</p>	<p>成猫（生後1年以上の猫）が休息できる設備に自由に移動できる状態で展示を行う場合における、成猫の夜間展示の規制のあり方について、中央環境審議会動物愛護部会（平成26年3月17日開催）において審議されました。猫のストレス状態調査の結果、20時閉店と22時閉店の店舗における猫のストレス指標の値に有意な差は認められず、この結果からは、適正な規制のあり方を判断するには至らなかった。そのため、平成26年5月30日までの経過措置を2年間延長し、猫のストレス状態調査を継続するとともに、猫の行動学的知見等を踏まえ、業界の自主的な取組み状況も参考とし、適正な規制のあり方について検討する必要があるとされました。</p> <p>動物愛護部会での検討結果を踏まえ、本経過措置期間中に規制のあり方について検討を行ってまいります。</p>	<p>12</p>

<p>営業利益に重点を移しての例外議論は成り立たない</p>	<p>成猫（生後1年以上の猫をいう。）の夜間展示規制の主旨はあくまでも、動物の健康に重点をおいたものである。営業利益に重点を移しての例外議論は成り立たない。このような例外を認める理由が特段見当たらない。環境関連の他の法律でも、営業利益が、環境保全の上にあることはない。</p>	<p>成猫（生後1年以上の猫）が休息できる設備に自由に移動できる状態で展示を行う場合における、成猫の夜間展示の規制のあり方について、中央環境審議会動物愛護部会（平成26年3月17日開催）において審議されました。猫のストレス状態調査の結果、20時閉店と22時閉店の店舗における猫のストレス指標の値に有意な差は認められず、この結果からは、適正な規制のあり方を判断するには至らなかった。そのため、平成26年5月30日までの経過措置を2年間延長し、猫のストレス状態調査を継続するとともに、猫の行動学的知見等を踏まえ、業界の自主的な取組み状況も参考とし、適正な規制のあり方について検討する必要があるとされました。動物愛護部会での検討結果を踏まえ、本経過措置期間中に規制のあり方について検討を行ってまいります。</p>	<p>14</p>
--------------------------------	--	---	-----------

意見等の概要	理由	意見に対する考え方	数
猫カフェの実情は販売業者、貸出業者又は展示業者のどれにも当てはまらない業態と考えられるので次回の法改正時までに新たな区分を作り猫カフェの猫たちのストレスを軽減させられる規制を施してほしい。	現在の区分では猫カフェの実情にあった規制の実施が難しい。	店舗毎の営業内容により、必要な動物取扱業の登録を受けています。	2
「当該成猫が休息ができる設備に自由に移動できる状態で展示を行う場合においては」では、成猫が休息できる設備が、猫がストレスを感じない又は軽減できるものであるとは限らない。自由に移動できる、かつ客から見えず触られない自由な移動状態と明言し規制するべきである。	成猫が休息ができる設備に自由に移動できる状態だけでは猫のストレスを軽減させることを十分に確保できない。	成猫（生後1年以上の猫）が休息できる設備に自由に移動できる状態で展示を行う場合における、成猫の夜間展示の規制のあり方について、中央環境審議会動物愛護部会（平成26年3月17日開催）において審議されました。猫のストレス状態調査の結果、20時閉店と22時閉店の店舗における猫のストレス指標の値に有意な差は認められず、この結果からは、適正な規制のあり方を判断するには至らなかった。そのため、平成26年5月30日までの経過措置を2年間延長し、猫のストレス状態調査を継続するとともに、猫の行動学的知見等を踏まえ、業界の自主的な取り組み状況も参考とし、適正な規制のあり方について検討する必要があるとされました。動物愛護部会での検討結果を踏まえ、本経過措置期間中に規制のあり方について検討を行ってまいります。	4
猫カフェ協会への加盟数はまだまだ少なく実効性が乏しく考えられる。自主規制内容を参考にして省令など実効性の高い規制を施し、全猫カフェ業者の実施事項にしてほしい。	自主規制だけでは、加盟していない猫カフェ業者における猫のストレス、情緒、終生飼育を考慮しない業者の規制ができない。	御意見として承ります。	1

<p>多頭飼育・展示による猫のストレスを軽減させるために、1頭あたりの最低飼養面積、従業員1人あたりの飼養保管頭数等を数値化する等して管理面の強化を図ることも検討すべきです。</p>	<p>夜間のみならず、多頭飼養・展示される猫は日常的に様々なストレスに晒されている可能性があり、ストレスの軽減を図るためには、管理面の強化が不可欠。 全ての展示業に言えるが、感染症が蔓延している店舗も存在するという情報もあり、衛生管理を徹底するためには、1頭あたりの最低飼養面積、従業員1人あたりの飼養保管頭数、1日の合計展示時間など具体的な数値基準を課す必要があるほか、疾病を放置・蔓延させないための定期的な健康検査、犬猫等販売業者に課せられている「犬猫安全策定計画」に準ずる健康管理台帳を作成するなど、健康管理体制の確立も望まれる。 また、触れ合いの機会を提供する業態においては、十分な知識を有する飼養保管者の監督の下に行われるようにすること、観覧者（利用者）に対しその動物に過度な苦痛を与えないよう指導すること等が展示動物の飼養保管基準に規定されているが、従業員1人が対応できる頭数の目安を決めておくことにより、これらの実効性確保にもつながりやすい。 なお、動物の所有者には終生飼育義務が課せられているが、閉店することになった店が多数の猫を手放していた事例や、生後2週間の幼齢猫が展示されていた猫カフェの報告もあることから、経過措置を延長しない、管理面の強化を図ることに加え、幼齢猫展示禁止の周知徹底、廃業時の多頭展示動物の取扱いなど、今後業界が取組むべき課題についても議論が必要。</p>	<p>成猫（生後1年以上の猫）が休息できる設備に自由に移動できる状態で展示を行う場合における、成猫の夜間展示の規制のあり方について、中央環境審議会動物愛護部会（平成26年3月17日開催）において審議されました。猫のストレス状態調査の結果、20時閉店と22時閉店の店舗における猫のストレス指標の値に有意な差は認められず、この結果からは、適正な規制のあり方を判断するには至らなかった。そのため、平成26年5月30日までの経過措置を2年間延長し、猫のストレス状態調査を継続するとともに、猫の行動学的知見等を踏まえ、業界の自主的な取組み状況も参考とし、適正な規制のあり方について検討する必要があるとされました。 動物愛護部会での検討結果を踏まえ、本経過措置期間中に規制のあり方について検討を行ってまいります。 ご意見として承ります。</p>	<p>15</p>
<p>国民感情への配慮、普及啓発、動物福祉などの観点から、犬猫以外の動物の展示規制を置き去りにすべきではありません。</p>	<p>社会通念や国民の動物に対する愛情感情への侵害を考慮するとして犬又は猫の展示を行うことの禁止が規定されたが、犬猫以外の動物の規制が置き去りにされている現状のままでは、「犬猫だけ配慮すればよい」という誤った認識が国民に伝わるおそれもある。 なかでも近年増えているウサギカフェは「休息場所に自由に移動できる状態での展示」ですらなく、基本的に夜行性といわれるウサギを午前中から夜間まで終日展示して触れ合いに利用していますが、幼齢個体の展示・販売・貸出しも禁止されていない。何ら規制されていない小型哺乳類、爬虫類、猛禽類等は、犬猫より過酷なストレスに晒されていると推測されるが、そもそも、彼らの生態や活動時間帯を無視して長時間展示・ふれあい等に利用してよいのかということは議論の俎上にすら載っておらず、動物福祉と規制対象動物拡大の議論を早急に行う必要がある。</p>	<p>夜間展示規制については、取扱量の多さ、一定の科学的知見の存在、人との接触可能性の多さ等から、対象を犬及び猫に限定しています。対象動物の拡大や細分化については、今後の規制措置の実施状況も踏まえ検討させていただきます。</p>	<p>18</p>
<p>猫カフェが20時閉店と制定された場合、猫達が穏やかに休息できる環境であるか、打ち抜きで視察を可能にする権利を動物愛護推進員に与えてほしい。</p>		<p>御意見として承ります。</p>	<p>2</p>

行政上の都合による視察、監査等の行える時間である17時までが、最も適当な時刻と考える。		御意見として承ります。	3
猫カフェという形態は、私的な営利目的での営業をみとめるべきではなく、猫の保護・譲渡を目的とする場合のみ、許可されるべき。	人間の前にて、動物は弱者。弱者であるがために、経済利用価値のある存在として扱わざるを得なかった思考の継続として、今現在も営利目的、人間の娯楽の延長のために利用されている。	御意見として承ります。	2
猫カフェは、災害時の避難・防災対策を取り決めるべき	各自治体においては、災害時避難所に同行避難できる動物を、動物種だけでなく、家庭動物と限定されるケースが多い為、ペットショップ以外にも、猫カフェを含む展示動物も、避難先は事前に取り決めるべき。 猫カフェ業者に確認する限り、業態としての組合や協会の繋がりが未だ脆弱で不備が多い。国がこの点を考慮せず、経過措置を続ける事態が問題である。	御意見として承ります。	1
猫カフェ以外の動物カフェも続々と作られている。動物カフェの飼育状況や不要になった動物達の処分方法等、調査すべき事が多くある。 それがおこなわれぬまま営業を野放しにしてはならず、義務化すべき。	不妊去勢の徹底、ワクチン接種、定期的な健康診断及び必要な治療、老猫になったときに最後まで必要な医療をうけさせて適切な環境で飼育すること等、総合的な管理が必要。	ご意見として承ります。また、猫以外のほ乳類、鳥類、爬虫類についても、猫カフェ同様、原則、第一種動物取扱業の登録が必要であり、動物愛護管理法に係る基準の遵守が求められています。	3
猫カフェのような業態はなくなるべき	展示されていることが、猫にとってストレス。店が閉店してしまったら、その多くの猫達が処分される。	御意見として承ります。	1
犬、猫の生体展示販売は禁止して欲しい	犬猫の生体展示販売を禁止し、犬猫が欲しい場合はペットショップ等でカタログから選び、繁殖業者には予約形式にして、契約が決まってから計画的に繁殖させる、反対に言えば予約のない繁殖は厳しく規制する、そんなシステムを設け、第一種動物取扱業者を法律でより管理すべき。 繁殖に関する管理が厳しいと生まれてくる犬の数が少なく、そして犬の数が少ないから管理もしやすく命を大切にすることが出来る。生まれてきた命をぞんざいに扱いたくないから、むやみやたらと命を生み出すことをしない。そんな人と動物の共生関係を作るべき。 人と動物が共生を目指した第一種動物取扱業者や飼育者に対する管理の方法に対する改正のパブリックコメントを多く募集してほしい。	御意見として承ります。	1

<p>附則による措置を「成猫」に限っている部分の、「成猫」を「犬または猫」とする。</p>	<p>小委員会の資料及び議事録を見ても動物の健康への侵害や愛情感情への侵害について「合理的」といえる根拠が示されておらず、夜間営業の規制を行うことは法の委任の範囲を超えた無効な省令と判断されるものと考えます。 小委員会資料では営業時間規制の法的妥当性を示すため、類似の法律として「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」を挙げている。しかし、同法に関するいわゆるクラブ規制に係る先の大阪地裁判決から考えても、営業時間規制は、立法事実が極めて薄弱な状態で設けられているものであり、運用には慎重であるべき。将来的には営業時間規制そのものを見直す必要があるが、今回意見募集の対象となっている附則部分に関しては、そもそも科学的根拠が薄い夜間規制について犬と猫を区別する理由がないことから、その範囲を広げるべき。今後、訴訟が提起された場合には、今回の検討内容と結論が「国はそもそも夜間規制が根拠を欠くことを認識できた・・にも関わらず改めなかった」証拠として採用されるおそれがあることを十分に踏まえるべき。</p>	<p>御意見として承ります。</p>	<p>1</p>
---	--	--------------------	----------